ファミリートーク新北島駐車場使用承認手続取扱基準

（趣旨）

第１条

ファミリートーク新北島駐車場の使用承認手続に関する取扱は、ファミリートーク新北島管理組合規約及びファミリートーク新北島駐車場等使用規則（以下、「規則」という。）に定めるものの他、この取扱基準によるものとする。

（未納者に対する承認基準）

第２条

規則第３条による使用申込をしようとする者は、規則第２条に定める条件の他、申込時において、駐車場使用料及び管理組合費・専用庭使用料等管理組合に対し定期的に納めるべき金銭（以下、「駐車場使用料等」という。）につき、未納があってはならない。

２．前項の規定について、注意を喚起するため、駐車場使用料等の未納者に対しては、申込書配布時に、その旨を記載した文書を添付することとする。

（申込書及び承認書の記載事項）

第３条

駐車場使用申込書及び使用承認書には、駐車場使用料等の未納が３ヶ月分に到った場合には、駐車場使用承認を取り消され、且つ、自発的に駐車場所から自動車を出さない場合にはレッカー移動され、さらにレッカー代を要求され、或いは、移動先の保管料金を請求されても、何ら異議がない旨を記載する。

２．駐車場等使用規則第８条第２項に基づき、使用申込書に口座番号を記入する欄を設け、自動振替のための手続を行わない者は、不承認とする。

付　則　この取扱基準は、平成１０年８月２４日に公布し、次回駐車場所更新手続から施行する。